2　法人単位財務諸表の様式については、原則として「第４節　財務諸表の体系」から「第10節　附属明細書及び注記」に定めるところによる。ただし、法人単位貸借対照表の純資産の部の利益剰余金については、内訳科目を設けず合計額のみを表示することとする。

＜注68＞法人単位財務諸表の体系について

勘定ごとに区分して経理することが要請されている申請等関係事務処理法人においては、勘定ごとに利益の処分又は損失の処理を行う必要があり、法人単位損益計算書に表示される当期総利益をもとにした利益の処分又は損失の処理は予定されていない。このため、法人単位財務諸表には、利益の処分又は損失の処理に関する書類は含めないものとする。

第100　法人単位財務諸表作成の基準

法人単位財務諸表は、全ての勘定別財務諸表を合算するほか、次により作成しなければならない。

⑴　法人単位貸借対照表及び法人単位損益計算書においては、勘定相互間の債権と債務及び勘定相互間の損益取引に係る費用と収益とを相殺消去し、申請等関係事務処理法人としての資産、負債及び純資産の額並びに費用、収益及び損益の額を示さなければならない。

⑵　勘定相互間の取引によって取得したたな卸資産、固定資産その他の資産に含まれる未実現損益は、その全額を消去しなければならない。

⑶　法人単位キャッシュ・フロー計算書においては、勘定相互間のキャッシュ・フローは相殺消去し、申請等関係事務処理法人としてのキャッシュ・フローの額を示さなければならない。

⑷　法人単位行政サービス実施コスト計算書については、勘定相互間の取引に係る費用と収益とを相殺消去し、申請等関係事務処理法人としての行政サービス実施コストを表示しなければならない。(注69)

＜注69＞法人単位行政サービス実施コスト計算書における勘定相互間の取引の相殺消去について

1　勘定相互間の取引が例えば、物品の売買、有償での役務の提供等対価性のある取引である場合は、費用と収益とを相殺消去する。

2　勘定相互間の取引が、贈与と認められる取引である場合、当該贈与に係る費用又は収益は、そもそも勘定別行政サービス実施コスト計算書において、損益計算書の費用又は控除すべき収益には含まれないことに留意する。

第101　共通経費等配賦の原則

1　各勘定の費用及び収益は、各勘定が経理すべき業務に基づき合理的に帰属させ、政策の考慮のために事実の真実な表示をゆがめてはならない。

2　各勘定に直接賦課することが困難な共通経費については、合理的な配賦基準に従って配賦しなければならない。また、配賦基準は、毎期継続して適用する必要があり、みだりに変更してはならない。なお、配賦基準を変更した場合は、その内容、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容を注記しなければならない。(注70)

＜注70＞共通経費の配賦基準について

1　共通経費の配賦基準は、設立団体の規則及び関係市町村の規則で定められる必要がある。

2　各勘定に直接賦課することが困難な共通経費には、総務部門、経理部門等申請等関係事務処理法人全体の業務を所掌している部門の経費のほか、これらの部門に関連して生じた雑益、法人全体として課税される消費税等が含まれる。